

公 募 公 告

「福井県出身学生等交流会開催事業」委託業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和7年5月16日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「公告業務」という。）の名称

「福井県出身学生等交流会開催事業業務委託」

(2) 公告業務の内容

「福井県出身学生等交流会開催事業」業務委託

なお、詳細については、『福井県出身学生等交流会開催事業』業務委託に係る企画提案書の募集要領」を参照すること。

2 企画提案書を提出する者に必要な資格および参加申込書の提出

(1) 応募対象者

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

ア 福井県内に事業所を有していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 福井県の物品の競争入札参加資格名簿に登録されている者（令和7年5月23日（金）時点で、登録されている者を含む。）であること。

エ 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

キ 県税に滞納がないこと。

(2) 参加申込書の提出期限

令和7年5月23日（金）午後5時（必着）で、持参または郵便等で提出すること。ただし、土曜日、日曜日および休日を除く。

(3) 参加申込書の提出書類

ア 企画提案参加申込書

イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し

ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類（企業案内等・大きさは任意）

エ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書

オ 応募資格誓約書

- カ 過去に実施した同種または類似業務の実績（契約書の写し（発注機関名、契約金額等が分かる部分）を添付すること）

3 公告業務に関する募集要領の交付場所および交付期間

（１）交付場所および交付方法

福井県未来創造部定住促進課（〒910-8580 福井市大手３丁目１７－１）での手交、定住促進課のホームページに掲載しているデータをダウンロードのいずれかの方法によること。

(https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uiturn/r7_fukuikensyussingakusei.html)

（２）交付期間

令和７年５月１６日（金）から令和７年５月２３日（金）まで（土曜日、日曜日および休日を除く。）の午前９時から午後５時まで

（３）交付資料

- ア 「福井県出身学生等交流会開催事業」業務委託に係る企画提案書の募集要領
- イ 委託契約書（案）

4 企画提案書の提出手続

（１）提出書類および提出部数

次に掲げる事項を記載した企画提案書（Ａ４判（縦横自由）、横書き）の電子データ（PDF）

- ア 基本方針
- イ 提案内容
- ウ 経費
- エ 実施体制

（２）提出方法

電子メール（teiju@pref.fukui.lg.jp）で提出または持参すること。

（３）提出期間

令和７年６月４日（水）午後５時必着。

なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

5 委託先候補者の選定等

（１）選定審査の実施

提出された企画提案書は、「福井県出身学生等交流会開催事業」業務委託選定委員会（以下「委員会」という。）において面接審査（もしくは書面審査）を実施する。

（２）審査方法

委員会において、企画提案書等の内容（独創性、実現性、効果、実施体制、経費等）について、公正な審査を行う。

（３）委託先候補者の選定

委員会の審査において、最も評価が高かった企画提案書の応募者を委託先候補者として選定する。

（４）選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず、応募者全員に通知する。

6 契約の締結

福井県は、委託先候補者として選定された者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

7 その他

- (1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (3) 企画提案書の提出については、報酬を支払わない。
- (4) 提案者の選定に当たり、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。

8 問合せ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部定住促進課 学生就職支援グループ

電話：0776-20-0638

メール：teiju@pref.fukui.lg.jp

(土・日・休日を除く、午前9時から午後5時まで)